

令和 7 年 7 月 31 日

別紙関係団体 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長（公印省略）

船舶燃料油における燃料油供給証明書の備置きについて

国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶の船長による燃料油供給証明書の備置きについては、船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VI第18規則の規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の22において義務付けており、また、燃料供給事業者に対しては、燃料油供給証明書の交付が、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）により義務付けられているところです。

今般、同附属書改正案が採択され、令和 7 年 8 月 1 日から、当該燃料油供給証明書の交付及び備置きが、従来の燃料油のみならず、ガス燃料を含む船舶で使用されるあらゆる燃料についても原則として適用されることとなりました。これを受けて、経済産業省資源エネルギー庁は、「船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VI第18規則に基づく燃料油供給証明書の交付等に関する周知」をホームページ上に掲載し、油以外の燃料に係る燃料油供給証明書の交付について周知したところです。

ついては、下記事項につき御了知の上、貴会員へ周知いただきたく、御協力方よろしく申し上げます。

記

令和 7 年 8 月 1 日以降、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶の船長は、当該船舶で使用されるあらゆる燃料について、交付された燃料油供給証明書を、燃料を搭載した日から 3 年間、船舶内に備え置くこと。

(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局海洋政策課企画班

Tel:03-5253-8266

[Mailto:hqt-kbh-info@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kbh-info@gxb.mlit.go.jp)

別紙宛先

一般社団法人 日本船主協会	一般社団法人 日本外航客船協会
日本内航海運組合総連合会	一般社団法人 日本港湾タグ事業協会
一般社団法人 日本化学工業協会	一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 日本鉄鋼連盟	一般社団法人 日本長距離フェリー協会
電気事業連合会	一般社団法人 日本マリン事業協会
日本鉱業協会	一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本海事検定協会	一般社団法人 日本ガス協会
一般財団法人 新日本検定協会	日本 LP ガス協会
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	石油連盟
一般財団法人 日本海事協会	
一般社団法人 日本造船工業会	
一般社団法人 日本中小型造船工業会	
日本小型船舶検査機構	
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	
一般社団法人 日本船用機関整備協会	
一般社団法人 日本船用工業会	
一般社団法人 大日本水産会	
一般社団法人 全国船舶無線協会 水洋会部会	
一般社団法人 日本船舶電装協会	
一般財団法人 日本舶用品検定協会	
全日本海員組合	
一般社団法人 日本海事代理士会	
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	
一般社団法人 日本作業船協会	
公益社団法人 日本海難防止協会	
一般社団法人 海洋水産システム協会	
Lloyd's Register Group Limited	
DNV AS	
American Bureau of Shipping	
Bureau Veritas Japan Co.,Ltd	
海上保安庁装備技術部船舶課	